

本居宣長の「現身」に関する考察

大久保 紀 子

宣長の神の概念はそれ以前の神の概念と非常に異なっており、その差異を詳細に分析し、正確に捉えることは、宣長の思想全体を理解する上でも重要なポイントになると考えられる。本稿では「現身」について考察することによって、宣長における神の性格の一端を明らかにしたい。

「現身」については、すでに東より子氏の考察がある。^[1] 東氏は宣長が神を「霊」としてだけではなく、「現身」として、つまり神を實在する物としてとらえたとし、神を物としてとらえたが故に「神の本来の属性である永遠性・無限性を否定することになった」と示唆に富む論を展開しておられる。特に天孫降臨の意味を説明するのに宣長の「現身」・「御霊」の概念が非常に有効であったという指摘は、宣長の「現身」と「御霊」の概念の意味について一つの答を提示している。しかし、東氏の論文では「現身」あるいは「御霊」それ自体についての詳細な検討がないために、その実質的な内容が今一つはつきりしない。そこで本稿では、「現身」およびそれと対照される「御霊」の具体的な内容について、宣長の著作から拾いあげた用例によって考察していくこととする。

一、「現身」の定義

宣長の神の定義は周知のとおり『古事記伝三之巻』にある。

さて凡て迦微とは、古御典等に見えたる天地の諸の神たちを始めて、其を祀れる社に坐御霊をも申し、又人はさらにも云す、鳥獸木草のたぐひ海山など、其餘何にまれ、尋常ならずすぐれたる徳のありて、可畏き物を迦微とは云なり、

（『古事記伝三之巻』全九、一二五頁）

この定義によれば、きわめて広範なものが神に含まれるわけであるが、今回問題にする神はこうした広い意味ではなく、右の引用文で「古御典等に見えたる天地の諸の神たちを始めて、其を祀れる社に坐御霊をも申し」といわれている神である。

さてこの神の定義にすでに「現身」の問題が提示されている。^[2]「迦微とは、古御典等に見えたる天地の諸の神たちを始めて、其を祀れる社に坐御霊をも申し」と宣長はいうが、諸々の神とその御霊をなぜ分けるのか。社に坐ます御霊は神の御霊であるから、古御典の諸々の神と一体のはずである。にもかかわらず「古御典等に見えたる

天地の諸の神たち」と「其を祀れる社に坐御霊」を分けていることは、神を「現身」と「御霊」に分け、「現身」の存在を強調しようとする宣長の教えを端的に示している。

最も簡潔な「現身」の定義は『伊勢二宮さき竹の弁』にある。^③

すべて古書に、其神といへるに、現御身なると、御霊なるとの差別あり、現御身とは、其身の現在の御身をいひ、御霊とは、その神霊をいひ、御霊實とは、鏡にもあれ何物にもあれ、其神霊を託著たる物をいひて、俗にはゆる御神體なり、然るに現御身をも御霊實をも、同じくたゞ某神といへり、

『伊勢二宮さき竹の弁』全八、四八七頁

「現身」とは、現にある身のことであり、「御霊」とはいわゆる霊である。宣長は単に神とっている場合でも、それが「現身」を指す場合と「御霊」を指す場合があるという。

宣長は神の「御霊」と「現身」とを峻別しようとする。その区別にとどのような意味があるのか。

二、「現身」の実態

『古事記伝』から「現身」の用例をあげ、その実態について考察する。「現身」と対応する「御霊」の用例も比較するためにあげておく。

① さて如是隱坐は、現御身のこと、上に僕住所者云々とあるは、此國に留めたまふ御霊の、鎮坐む處を云なり、此差別よくせずは混れぬべし、凡て神代の事は、此現身と御霊とのことを、ただ二さまに云傳へたる【割注略】故に、まぎらはしきこと多かり、

【伊邪那岐大神の御事を、書紀に、登天報命、仍留宅於日之少宮一とあるは、現御身の御事を申し、構幽宮於淡路之洲一、寂然長隱と申し、又此記に、坐三淡路之多賀一と申せるなどは、皆御霊の鎮座を云、又須佐之男大神、現御身は根國に就て、御霊は、出雲の熊野に坐たぐひ、猶おほきを思ふべし、】

『古事記伝十四之巻』全十、一二〇頁

② さて此事代主神も、現御身は、既に隱坐つれば、此より後御守護となりて、奉仕賜りむとあるは、御霊なること、自明らけし、

『古事記伝十四之巻』全十、一二一頁

③ さて天照大御神は、常へに高天原に大坐々て、下が下なる諸民までも、まのあたりに瞻奉る大御神に坐は、御孫命も、直に此高天原に坐現御身の御前をこそ、此國にても、拜祭り給ふべきに、別に此御鏡を御霊として、祭り給へと詔ふは如何と云に、大御神は高天原に留坐し、御孫命は此國に降坐て、是より天と國との往来絶る際にして、遙に隔り給ふ御別れる故に、今まで吾御前に侍坐て、親近く拝奉り給ひし如くに、今よりは、此鏡を祭り給へとなり、【故天津日を直に祭給ふ御事はなきなり、諸人も此意を思へ】

『古事記伝十五之巻』全十、一六〇頁

④ 【神代紀にて此一段は、事の趣まぎらはしき故に、古來くさく解誤れることなり、よくせずはまがひぬべし、己別に委き考へあり、今その大旨をいさゝか云む、まづ長隱者矣と云までは、此神（大國主神のこと）の現身の事、大物主神及事代主神

云々と云よりは、御霊の事なり、凡て神代の故事、現身と御霊と、差別なく語り伝へたる物なる故に、まぎるゝこと多し、此段も此差別をよく弁ふべきことなり、長隠とは、現身は八十垺手に隠たまふを云、さて御霊を留めて、皇孫命の御護神となし賜ふ、其時に高天原に参出たまひて、高御産巢日命の詔を蒙りたまひ、大物主てふ御名をも賜はりたまふなるべし、【中略】一段の内にして、前と後と御名のかはれるを以ても、此差別あることを曉るべし、】

『古事記伝二十之卷』全十、四二二頁—四二三頁

- ⑤ さて此三柱神は、其現御身を天降し給ふには非ず、【現身は高天原に留りて、天照大御神に仕奉給ふ、】皆其御霊實【今御霊實と云は、御霊の託る御體を云、下皆同じ、俗にいはゆる神社の御神體なり、】を降し給ふなり、故上の五伴緒神と、同列にはあげずして、今此に、三種御霊の次に連ね云り、【割注略】又彼五伴緒神は、現御身なる故に、此次に各某氏之祖と注したるを、此三柱は、御霊體なる故に、子孫をば奉ず、ただ其鎮座す處を注せり、此等を以て、現身と御霊との差別あることを覚るべし、

『古事記伝十五之卷』全十、一五八頁

- ⑥ 【凡て御霊と云に、又用と體との差別あり、此大御神の御於にて申さば、高天原を知看て、世を照しなどし賜ふは、廣く御霊の用なり、此御鏡は、其體なり、さて其御霊を、専此御鏡に取託て、其御體としたまへば、其用も、悉く此御鏡に具り坐り、然らば其用悉く此御鏡に移り坐て、高天原に坐現御身には、御

霊は胎らしかと云に、凡て神御霊は、御霊にて、いとも靈異なる物に坐ば、悉く此處にあれども、彼處にもいさゝか減ことなく、彼處に減ねども、此處にも悉く具りて、其體は千萬處に分ついへども、ほど／＼に何れにも、その用は欠ることなし、】

『古事記伝十五之卷』全十、一五九頁

- ⑦ 皇孫尊の天降坐時に、豊受大神の御神體を添て降し奉り給へる故は、高天原にして、天照大御神の、常に重く祭り給ふ御神なるが故に、その天照大御神の御霊實に、此御霊實をも副奉り給へる也、然らばその御霊實は、即高天原にして、天照大御神の祭らせ給へるところの御神體歟といふに、然には有べからず、高天原にて祭り給ふ御神體は、此後も永く高天原にて祭り給ふべければ、此時に降し奉り給へるは、別物なるべし、すべて神の御霊實は、一ッには限らざることにて、勸請して祀るところ／＼、いくつにても神霊は分れて、託著給ふことなれば也、

『伊勢二宮さき竹の弁』全八、四九二頁—四九三頁

二一、「現身」の所在

「現身」は、遠く天上に離れているか、あるいは黄泉国に隠れている(①、③、④)。例えば天照大御神の「現身」は高天原に、伊邪那岐大神の「現身」は同じく天上の日少宮にあり、須佐之男大神の「現身」は根国つまり黄泉国にある。事代主神も大国主神も宣長の考えによれば黄泉国に隠れている。

「現身」は天上あるいは黄泉国という遠く離れた場所にあつて、人とじかに接することはできない。それに対して、「御霊」は葦原中津国に留まり皇孫命を守る(①、②、④)。天上や黄泉国という

場所に拘束される「現身」に対して、「御霊」は自在に分かれ移動してそのはたらきを現す(⑥、⑦)。

二二、「現身」のはたらき

「御霊」のはたらきは、葦原中津国に留まって「御守護」となりて、奉仕り賜む(②)、あるいは「皇孫命の御護神」(④)となることである。では天高く離れたり、黄泉国に隠れたりしている「現身」はどのようなはたらきをするのか。宣長は大国主神が国を譲って黄泉国に隠れようとする時に言った「隠りて侍ひなむ」という言葉を次のように注釈する。

さて今此神の如是白したまふは、遠き黄泉国に隠れながらも、なほ天神御子の大御前に伺候居る心ばへにて、遙に守衛奉らむの意なり、

〔古事記伝十四之巻〕全十、一一九頁

「現身」も、場所こそ離れているとはいえ「御霊」とおなじく皇孫命を守ることを意図している。皇孫命を守ることが目的ならば、自在に分かれ動くことができ、皇孫命のそばにすることができ「御霊」だけで充分である。所在を拘束されている「現身」が、「御霊」と同じく皇孫命の守護を意図するならば、「御霊」とは違うはたらきが想定されなければ無意味である。「御霊」とは違う「現身」独自の存在理由がなければならない。

二三、「現身」と「御霊」の重なり

一柱の神において「現身」と「御霊」がはっきり分けられず、重なり合っている場合がある。⑥に「高天原に坐現御身には、御霊は胎らじかと云に、凡て神御霊は、御霊にて、いとも霊異なる物に坐

ば、悉く此處にあれども、彼處にもいさゝか減ことなく、彼處に減ねども、此處にも悉く具りて、其體は千萬處に分つといへども、ほど／＼に何れにも、その用は欠ることなし」とあるように、「現身」にも「御霊」はある。しかし自在に動き分かれる「御霊」を一所に拘束されている「現身」が追うことはできない。とすると、所在を拘束されている「現身」とそれに重なる「御霊」、そしてその他に動き分かれてはたらく「御霊」があるということになる。

二四、「現身」のかたち

「現身」の定義が「現在の御身」である以上、そのかたちは一般に、須佐之男命の黄泉国における「現身」のように、髪や髭をそなえた人と同じ身であると考えられる。だから⑤にあるように「現身」は子孫を成すことができる。しかし、天照大御神の場合、宣長は「人体にして、即天つ日にまします」(『くず花』全八、一五二頁)と述べており、問題は非常に複雑で、稿を改めて考察しなければならぬ。

二五、問題提起

以上みたところからは、「現身」の独自性がでてこない。「現身」のはたらきは「御霊」と同じく皇孫命を守護することであると考えられる。また、所在を拘束されている点こそ違え、「現身」に「御霊」が重なっているのだから「御霊」として一括してもさしつかえない。つまり「現身」の存在理由はほとんど皆無であるといえてよい。しかし、宣長にとって「現身」は決して無意味ではなかったはずである。何らかの意味を見出していたからこそ、『古事記伝』で「現身」が執拗に語られるのである。その意味とは何か。以下「現

身」及びそれと関連する事柄について考察することによって、「現身」の意味を推理していきたい。

右の用例では「現身」の代表的な例として伊邪那岐大神、天照大神、須佐之男大神、大国主神、事代主神があげられているが、このうち天照大神と大国主神の「現身」をとりあげて考察する。

三、「現身」と幽事

天照大神と大国主神の「現身」が天上あるいは黄泉国に遠く離れていること、特に大国主神の場合は「現身」は隠れるという表現があることから、「現身」と幽事との間に何らかの関連があると推測される。幽事を宣長は「何物のすることと、あらはにしれずして、冥に神のなしたまふ御所為」(『玉くしげ』全八、三二〇頁)と定義する。幽事の主体をあらわにすることはできないわけだが、大国主神の例は非常に具体的でわかりやすい。国譲りの段で大国主神は「僕は百足らず八十垺手に隠りて侍ひなむ」というが、宣長は「隠りて侍ひなむ」とはすなわち幽事(神事)であるという。

さて今より皇孫の所治食すべき顕露事とは、即朝廷の萬の御政にて、現人の頭に行ふ事なり、幽事はそれに対ひて、頭に目にも見えず、誰為すともなく、神の為したまふ政なり、凡て此世にあらゆる事は皆、神の御心もて為たまふなれども、其中にも、姑現人の為す事に対へて、分て神事とはいふなり、さて今此大神の、其神事を掌り治めすも、即皇朝の政を、幽に助奉りたまふなれば、侍はむと云に、其意はこもれりと云なり、

(『古事記伝十四之卷』全十、一二〇頁)

大国主神は皇孫尊に国を譲り、自らは黄泉国に隠れた。右の引用文から、大国主神は黄泉国において、皇孫尊の政治を「幽に助け奉りたまふ」という幽事を為すことがわかる。そして二であげた用例④から、黄泉国に隠れたのは大国主神の「現身」であることが明らかであるから、大国主神の「現身」が黄泉国において幽事の主体となったことになる。

幽事が「何者のすることと、あらはにしれず」ということを第一の性質とすることは「現身」との関連を考察する上で非常に重要である。なぜなら「現身」は具体的であるようにみえるが、実は隠れているためにその主体およびはたらきの内容がはつきりせず、それが「何物のすることと、あらはにしれず」という幽事の条件に合致するからである。これは「御霊」の場合と比較するとはつきりする。

例えば『古事記』の日代宮二之巻に倭建命が倭比賣命から御衣御裳を受ける段があるが、それは倭比賣命が伊勢大御神の御杖代で、伊勢大御神の「御霊」がその御衣御裳についていると考えられたからである。この場合「御霊」の主は明らかであり、その効力の程度種類もわかっている。さらに「御霊」は衣という非常に具体的な形をとって倭建命に力を付与する。これに対して「現身」の場合は、現にある身とはいっても、遠く隠れているため実際の効力を持たず、その仕事である幽事さえも「何者のすることと、あらはにしれ」ない。「御霊」が神の名をいただいてはつきりした効用をあらわすのに対して、「現身」は隠れ離れていて、さやかに知ることはできない。

幽事をなす「現身」は、夢あるいは占いにおいて「御心」として

あらわれる。

此天皇の御世に疫病多に起り、人民死せて尽きなむとす。

ここに天皇愁歎たまひて、神床にましませる夜、大物主神御夢に顯れてのりたまはく、是は我御心ぞ、故意富多多泥古をもて我御前を祭らしめたまはば、神気起らず国平らぎなむとのりたまひき。

『古事記伝二十三之卷』全十一、十五頁。『古事記』の原文の訓み下し。)

この「顯れて」という言葉を宣長は次のように注釈する。

顯とは、如此疫病の起れるは、此大神の御心ぞと、其神の御名の、顯れ知られ賜ふ意にて云るなり、訶志此宮段に、是其三柱大神之御名者顯也とある顯に同じ、【割注略】抑世間の事は、吉も凶も、顯露事の外に、幽事ありて、其幽事は、何の故誰が所為と云ことの、顯に知られざるを云、疫病の類なども、此幽事にて、何の故誰が所為とは知られぬを、神の御教を祈えて、此を知ることなり、【割注略】かくて今其幽事の、大物主神の御所為と、其御名の顯れたるなり、

『古事記伝二十三之卷』全十一、十八頁)

疫病を流行させるといふ幽事を為した「現身」は夢に「御心」としてあらわれた。しかし「御心」は、物や人についてそのはたらきをなす「御霊」とは異なつて、何のはたらきもない。自身が幽事の主体であつたことを示し、原文にあるように、平和を取り戻すために「意富多多泥古をもて我御前を祭」れと命するだけである。つまり「御心」とは、はたらきではなく意志である。右にあげた例でも

「御心」はそれ自身では何のはたらきもしない。人々に何らかの行為を為さしめる意志なのである。人やものについて何らかのはたらきをなす「御霊」に対し、「現身」の場合は「御心」つまりその意志をあらわすだけで、はたらきはない。「現身」は幽事の主体である。「現身」は「御心」としてあらわれる。そして「御心」とはすなわち神の意志である。

しかし、前述のとおり「現身」と「御霊」には重なりあう部分があるため、両者をはつきり分けて考えることはできない。すぐ矛盾する点がでてくる。右の引用文で夢にあらわれたのは大物主神であるが大物主神とは二の④の文に明らかのように三輪に祭られている大物主神の「御霊」の名である。とすると、「御霊」が幽事を行い「御心」をあらわしたわけで、「現身」が幽事の主体であり、「現身」は「御心」として夢や占いにあらわれるという定義と矛盾する。これと同じ矛盾が次の例でも起こる。神功皇后が神懸した時の言葉である。

今かく言教えたまふ大神はその御名知らまく欲しとまをせば、答詔ひつらく、是は天照大神の御心なり、また底筒男神簡男上筒男神三柱の大神なり、(中略)今まことに其国を求めむと思さば、天神地祇また山神河海の神たちに悉に幣帛奉り、我御魂をみ船の上に坐せて、真木の灰を瓠にいれまた箸と比羅伝を多に作りて、皆皆大海に散らし浮けてわたりますべしとのりたまひき。

『古事記伝三十之卷』全十一、三三八頁。『古事記』の原文の訓み下し。)

神懸している、つまり「御霊」がとりついているのだから、「御霊」が答えている部分である。その「御霊」がみずから「御心」であるといっているわけで、「現身」が「御心」としてあらわれるという定義と矛盾する。

この矛盾を解決する一つの可能性を宣長自身が提示している。宣長は右の引用文で「是は天照大神の御心なり、また底筒男中筒男上筒男三柱の大神なり」とあって、天照大御神には「御心」とあるのに、底筒男その他の三柱の神には「御心」という言葉がないことに ついて次のように注釈する。

さて此に天照大神には、御心者とありて、此三柱の大神には、御心と云ことなきは、差別あるか、【若差別ありとしていはば、次文に、我之御魂云々とあるは、専此三柱神の御魂なれば、凡て此神託の詔は、此三柱神の詔へるにて、天照大御神之御心なりとあるも、此三柱神の詔へるとせむか、若然らば、此度の事、専此三柱神の行ひ賜ふ基本は、天照大御神の御心にて、其大御命を、此三柱の奉承給ひて、執行給ふよしを、詔ふ請にや】又たと同じことなるを、上なる御心を此へも響かせて、此には略ける文か、

『古事記伝三十之巻』全十一、三六九頁

宣長は、天照大御神には「御心」とあって底筒男大神以下三柱にはないことについて、天照大御神につけた「御心」を底筒男大神以下にもかけるという表現上の省略である可能性もあると右の文尾で述べている。しかし、「現身」の意味を考察する上で重要なのは、「御心」という言葉が省略されていることに特別な意味を見出している

割注の部分である。『古事記』の原文に「我御魂をみ船の上に坐せて」とあることから、この神託を告げているのが航海神であるこれら三柱の神であることがわかる。つまり神託は天照大御神の「御心」であるが、実際に告げているのは三柱の神であるということになる。原文で天照大御神のあとには「御心」があり、三柱の神の後にそれがないということは、「三柱神の行ひ賜ふ基本は、天照大御神の御心にて、其大御命を、此三柱の奉承給ひて、執行給ふ」ということを示している。と宣長はいう。三柱の神（厳密に言えば三柱の神の「御霊」）が天照大御神の「御心」を実際に執り行っている。つまり「御心」を請け負って執行する「御霊」があるということになる。この解釈を先にあげた大物主大神の場合にあてはめると、「御霊」である大物主大神が「御心」をあらわしているということは、背後にいる大国主神（「現身」）の意志つまり「御心」を「御霊」が執り行っているということであると理解できる。

以上「現身」と幽事について考察した結果次のことが明らかに なった。「現身」は遠く隠れた場所で幽事を行い、この世には「御心」としてあらわれる。「御心」はそれ自身のはたらきはなく、人にある行為をなさしめる、神の意志である。時に「現身」ではなく「御霊」が「御心」をあらわすという例がみえるが、それは「御霊」が、「御心」に従ってその意志を執行していると理解することができる。

「現身」は幽事の主体である。「現身」は「御心」としてこの世にあらわれる。そして「御心」とは意志であり、「御霊」はそれを執行するはたらきである。

四、「御霊」と「御心」

では「御霊」はどのような力によってどのようなはたらきをするのか。そして「御心」とはどのような傾向をもつ意志なのか。

四一、「御霊」のはたらき

「御霊」のはたらきの内容を用例によって考察する。宣長は漢字にとられず訓みをつけるので、「御霊」だけではなく「霊」、「御威霊」、「御魂」などすべてみたまでである。

① 御魂とは、恩頼、【神霊又霊などもあり、】又萬葉五【二十六丁】に、阿我農斯能美多麻多麻比豆などある意にて、其功德を称へたる名なり、

（『古事記伝九之巻』全九、四一六頁）

② 宇都志国玉神、玉は【割注略】御霊なり、故国御魂とも云り、さて御霊は、上の宇迦之御魂神の處に云るごとくにて、其国を経営坐し功德ある神を、国玉国御魂と云なり、

（『古事記伝九之巻』全九、四二二頁）

③ まづ第一に、此世の中の惣體の道理をよく心得おくべし、其道理とは、此天地も諸神も萬物も、皆ことごとく其本は、高皇產靈神、神皇產靈神と申す二神の、産靈のみたまと申す物によりて、成出来たる物にして、世々に人類の生れ出、萬物萬事の成出るも、みな此御霊にあらざといふことなし、

（『玉くしげ』全八、三〇九頁）

④ 次に下々の惣體の人の身の行ひかたは、まづすべて人と申す物は、かの産靈大神の産靈のみたまによりて、人の努めおこな

ふべきほどの限りは、もとより具足して生れたるものなれば、面々のかならずつとめ行ふべきほどの事は、教をまたずして、よく努め行ふものなり、

（同前、全八、三二二頁）

⑤ さて世中にあらゆる、大小のもろ／＼の事は、天地の間へのづからあることも、人の身のうへのことも、なすわざも、皆ことごとく神の御霊によりて、神の御はからひなるが、惣じて神には尊卑善惡邪正さま／＼ある故に、世中の事も、吉事善事のみにあらず、惡事凶事もまじりて、国の乱などもをり／＼は起こり、世のため人のためにあしき事なども行はれ、又人の禍福などの、正しき道理にあたらざることも多き、

（同前、全八、三一五頁）

⑥ あなかしこ萬の禍は、火の穢るゝから起るぞかし、禍の起るは、此黄泉の穢より成坐る禍津日神の霊なり、火穢るゝときは、此神ところ得て荒ぶる故に、萬の禍おこるなり、神道に志さむ人は、由なき漢意を捨て、よく此を思ふべきことぞ、かゝれば民を撫世を治むには、先天下の火を忌清めて、神の御心を取奉るべきものぞ、

（『古事記伝六之巻』全九、二四二頁）

⑦ 須佐之男大神の御裔に坐此神（大國主神のこと）の、其大神の御威霊によりて、【御威霊によるとは、生大刀生弓矢を得給う事など、上件事を云、】彼業を紹て、功を成給ふこと、彼と此を相照し考て、深き所以あることを知べし、

（『古事記伝十之巻』全九、四六六頁）

⑧ 又此比實命の御衣御裳をしも、請し賜はり賜う所以は、倭比實命は、伊勢大御神の、御杖代と坐ませば、其御威御霊を仮賜はむの御心なりけむかし、

『古事記伝二十七之卷』全十一、一九七頁

⑨ 前事は、即此御魂の御前の事なり、『割注略』さて事とは、ただ祭祀の行事を云うには非ず、譬は朝廷の政事の如く、此大御神の御霊の、天下の萬事を、御思し處分ひおきて賜ふ、御政に云なり、前とは、上にも云る如く、即其神を指て申す言なれば、此は、此御霊の御政事と云むが如し、

『古事記伝十五之卷』全十、一六〇頁

① によれば「御魂」とは、「其功德を称へたる名」であり、② 国玉（玉＝御霊）神という名の由来も、「其国を経営坐し功德」を称えてのことである。どちらも功德つまりそのはたらきを称えて「御霊」という名がついている。「御霊」の基本的な意味ははたらきであり、さらにそのはたらきの結果である功德やめぐみの意味すると考えられる。

ではどのような力によるどのようなはたらきなのか、それを③ 以下の用例から読み取る。③では産霊神の「御霊」が、人やこの世のものすべてを成す力であることが述べられており、「御霊」が生成力であることがわかる。しかし、単なる生成力ではなく、④の「人のつとめおこなふべきほどの限り」あるいは「面々のかならずとめ行ふべきほどの事」という言葉が示すように、「御霊」は人に規範性をも授けるのである。規範とは意志的なものであるから、はたらきあるいは力である「御霊」とは本来相容れない。むしろ神の意

志である「御心」の分野である。後述する「御霊」と「御心」の重なりがここにもあらわれている。

⑦と⑧は、神の霊が乗り移っている物を身につけたり、持っていたりすることによって、その神の威力を我がものとし、非常な偉業や難事を成就させようとする例である。もちろん「御霊」の力は善い事にばかりはたらくとは限らず⑤や⑥にみえるように禍をもたらし場合もある。こうした「御霊」のはたらきは、人には不可能なことを可能にする、あるいは人の力を遙かに越えた禍福をもたらしはたらきであって「御霊」のはたらきの超越的な面をあらわしているといえる。

⑤、⑥、⑨は「御霊」独自のはたらきをあらわしているとはいえない。これらの用例の中の「御霊」(⑥では霊) という部分を、「御心」と読み換えても何のさしつかえもなく、「御霊」と「御心」が混同されているように見える。⑤は神のはたらきを全体として概括している文章であるから、「御霊」と「御心」が混同されていても納得できる。しかし⑥では「御霊」がなした禍を「御心」をとりもつことによって解決しようとしており、⑨では意志としての「御心」が行うべき御政を「御霊」が執り行うように命じられている。この混同をどのように理解したらよいのか。それには宣長自身が提示した「御心」という意志を受けてそれを実際に執り行う「御霊」があるという考え方が応用できる。これを応用すれば、⑥では火の穢を清め「御心」をとりもてば、「御心」の意志に従って禍をもたらししていた「御霊」が静まるということになる。⑨では、すべてをとりしきっている「御心」が背後にあって、「御霊」はその手先となっ

てはたらきをおよぼしているのだが、そのはたらきの面だけを見ると「御霊」が御政をとりおこなっているように見えると理解できる。

このように「御霊」と「御心」が混同されていると思われる場合には宣長が示した「御心」という意志に従ってはたらく「御霊」という考え方を応用することができる。

「御霊」とははたらきである。意志である「御心」を受けて、その生成力と超越的な力によって、この世のすべてのことをなす。

四一二、「御心」の性格

三で「御心」が神の意志であることを述べた。ここではさらに深く「御心」とはどのような傾向をもつ意志なのかを用例によって考える。

⑩ この天地のうちのあらゆる事は。みなその神の御心より出て神のしたまふ事なれば。人の思ふとはたがひ。かのから書の道理とははるかに異なる事もおほきぞかし。されば吾御門にはさらにさやうのことはりがましき心をまじえず。さかしだちたる教をまうけず。只何事も神の御心にうちまかせて。よろづをまつりごち給ひ。又天の下の青人くさも只その大御心を心としてなびきしたがひまつる。これを神の道とはいふ也。

〔石上私淑言〕全二、一七五頁

⑪ (東照神御祖命の) 此御盛業、自然とまことの道にかなはせ給ひ、天照大御神の大御心になはせたまひて、天神地祇も、御加護厚きが故に、かくのごとく御代はめでたく治まれるなり、

〔玉くしげ〕全八、三一八頁

⑫ 【世人よ、世人よ、此をよく思ふべし、よく思ふべし、天皇のみにも坐まらず、天下には、誰しの人か此大御神の大御心に

背奉ては、一日片時も得在べき、あなかしこ、／＼】

〔古事記伝三十之巻〕全十一、三五一頁

⑬ (天皇命は) 天つ神の御心を大御心として、

何わざも、己命の御心もてさかしだち賜はずて、たゞ神代の古事のまゝに、おこなひたまひ治め賜ひて、疑ひおもほす事しあるをりは、御卜事もて、天神の御心を問して物し給ふ、

〔直毘霊〕全九、四九頁

人は無条件に「御心」に従わねばならず、それに背いた場合は存在そのものがおびやかされる。人に許されていることは、占いによって「御心」を伺い(⑬)、「御心」を我が心として(⑩、⑬)従うことである。さもなければ一日も片時も生きて在ることはできない(⑫)。「御心」にかなえば⑪のようにこの世はめでたく治まる。人はうかがい知れない神の「御心」に規制されながらこの世にある。「御心」を我が心とすることは神の「御心」つまり神の意志に規制されるままに動くということであり、これがあやつり人形のとえの意味である。「現身」は隠れてその意志(「御心」)のままだに人間をあやつる。人はその意志のままに、ただその意志に規制されて動くことが求められている。「御霊」が生成力あるいは超越的な力をもって人に何かを与えるはたらきであるのに対して、「御心」は人を規制する意志である。

四一三、まとめ

「御霊」ははたらきである。意志である「御心」を受けて、生成力と超越的な力によってこの世のすべてのことをなす。一方「御心」は人を規制し従える意志である。「現身」は遠く離れてあって、そ

の意志を「御心」としてこの世に示す。「御霊」はその意志を執り行う。

五、天の喪失と「現身」

以上、四までの考察から宣長が考えていた「現身」の意味とその周辺の事柄がほぼ明らかにされた。宣長が「現身」に積極的な意味を与えていたのは「現身」が「御心」つまり神の意志の主体だからである。なぜ「御心」が重要だったのか。それは天を宣長がどのようなにとらえていたかをみることによって明らかになる。

天地は死物にして、心もしわざもある物にはあらぬを、心もありてしわざもあるが如く思はるゝは、みな神の御心にて、神の御しわざ也、たとへば、天地は器物のごとく、神はその器物を用ふ人の如し、人有て用はばこそ、器物はそれ／＼の用をなせ、みづからはたらきて用をなす物にはあらず、然るを漢人は、神の御しわざなることをしらざる故に、天地に心あるやうに思ひまどひて、その天地の心を、やがて神共いふめるは、皆ひがこと也

（『くず花』全八、一四二頁）

宣長は天に意志があることを否定した。そのかわりに「現身」およびその意志である「御心」を強調したものだと思われる。黄泉国や天上に隠れ離れて「御心」つまり意志をあらわすだけの「現身」という奇妙な存在は、宣長が「御霊」だけではなく、意志をもつ神を必要としたために生まれた。

六、結 論

以上、「現身」をめぐる考察を通して、宣長における神の性格の一端が明らかになった。宣長の神は生成力や超越的な力をその内容とする「御霊」だけでなく、この世のものを規制し従わせる意志を備えている。宣長が神を「現身」と「御霊」にわけるのは「御霊」だけではなく意志を持つ神を念頭においているからである。「現身」とその意志である「御心」。これらが宣長における神に人格的な要素を与えている。

註

引用は全て『本居宣長全集』筑摩書房、昭和四十三年―平成五年によった。巻数は、たとえば全集第十巻の場合、全十と記した。引用に際して適宜表記を改めた。また引用文中の（ ）は筆者による註である。

（1）「宣長学における神の実在―「現身・御霊」論を中心に」（『季刊日本思想史』二十五号、ベリカン社、一九五八年）

（2）東氏も前掲論文で同様に指摘されている。（同右三十六頁）

（3）「現身」に尊敬の意を添えて「現御身」とする場合があるが本質的な意味は同じである。

（4）八十垺手とは黄泉国のことであると宣長は解釈する。「八十」と多くの隅々を経行て、甚遠き處と云るにて、其心ざしたまふ

處は、即黄泉国なり」(『古事記伝十四卷』全十、一一八頁)

- (5) 「現身」は隠れており、この世にあらわれるのは後述するよう
に占いや夢の中においてである。しかし例外的に「現身」その
ものがあらわれる場合がある。例えば葛城之一言主之神は「現
身」をあらわすが、宣長は次のように注している。「大かた神
は形は隠坐て顕には見え賜はざるを、是は御身の現しく見え賜
へるを申給へるなり」(『古事記伝四十二之卷』全十二、二九八
頁)。また、神の死、不死について答えて、高天原の神は死な
ず、国に坐す神は死ぬと述べた後で「サテ既ニ死ストイヘドモ、
ソノ御霊ハ留リテアル事ニテ、時トシテハ、現身ヲモアラハス
事アリ、」(『答問録』全一、五二二頁)と加えている。いずれ
も「大かた神は形は隠坐て顕には見え賜はざる」あるいは「時
トシテハ、現身ヲモアラハス事アリ」という表現から「現身」
そのものがあらわれるのは例外的な場合であると宣長が考えて
いることがわかる。

(6) 『古事記伝十四之卷』全十、一一八頁。

(7) 占いにあらわれる例は本牟遲和氣御子の段参照。

(8) 『玉くしげ』全八、三二二頁。

(お茶の水女子大学聴講生)